

科 発 第 5 0 9 号
健 総 発 第 7 3 号
健 感 発 第 7 5 号
病院政発第 1 0 5 号
平成 13 年 11 月 16 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

健 康 局 総 務 課 長

結核感染症課長

国立病院部政策医療課長

炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について

標記については、「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて（平成 13 年 10 月 18 日付、科発第 467 号、健総発第 66 号、健感発第 61 号、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、健康局総務課長、結核感染症課長連名通知。以下「検査通知」という。）において、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱方法等に係わる留意事項を示したところである。

今般、内外の文献等を参考にしつつ、炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に

居合わせた住民等に対する情報提供、医療機関の確保、炭疽菌の汚染に対する消毒方法等及び化学剤への対応等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては別紙資料を参考に適切に対応するとともに、住民や医療機関等に対する周知等をお願いする。

なお、本通知については、警察庁、消防庁及び郵政事業庁と調整済みであることを申し添える。

記

第 1 住民等に対する情報提供について

住民等が、実際に炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に居合わせた場合の対応方法を別紙 1 のとおり取りまとめたので、保健所等におかれては、これを参考とし、地域に即した形で具体化して、住民等に対し情報提供願いたい。

第 2 医療機関等に対する情報提供について

住民等から不審な郵便物、粉末に関する相談・受診があった場合の医療機関等の対応方法を別紙 2 のとおり取りまとめたので、医療機関等に対し情報提供願いたい。

第 3 保健所等における相談について

住民等から不審な郵便物や粉末に関する連絡が保健所等にあった場合の対応方法を別紙 3 のとおり取りまとめたので、これに基づいて相談等を実施していただきたい。

第 4 医療機関の確保について

既に検査通知でお示したとおり、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等については、警察等から検査・鑑定の依頼があることが想定されるが、その際に、併せてこれらの感染症に専門的な立場からの対応が可能な医療機関の確保に関する照会があった場合に備えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく特定感染症指定医療機関、第 1 種及び第 2 種感染症指定医療機関並びに国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関並びに国立病院災害医療ネットワーク等機関を別紙 4 及び別紙 5 に示したので御活用いただきたい。

第 5 検疫所における検査について

空港等におけるテロを想定して、検疫所の検査体制について別紙 6 のとおり整理したので、空港等所在地を管轄する保健所等にあつては、炭疽菌検査に関して検疫所と十分な情報交換や連絡調整を図っていただきたい。

第6 炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法について

炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法については、世界保健機関（WHO）が作成したガイドライン（WHO Guideline for the Surveillance and Control of Anthrax in Human and Animals 第3版）を我が国の実情等を勘案した形で国立感染症研究所が翻訳してとりまとめた。別紙7にその要旨を添付したので御活用願いたい。

保健所職員等は、一連の検査で炭疽菌等の汚染が確定した場合又は汚染のおそれがある場合に限り、別紙7を参考に消毒を実施していただきたい。また、その場合、炭疽菌等による汚染の規模等の状況に応じて、警察、消防等の関係機関と連携の上、適切に対応願いたい。

第7 化学剤への対応等について

不審な粉末等について地方衛生研究所等において菌検査の結果、菌が不検出であった場合は、さらに化学物質について各都道府県警察科学捜査研究所又は警察庁科学警察研究所において必要に応じて科学的検査・鑑定を実施することとしている。また、化学剤であることが明らかな場合には、当該物質の検査・鑑定については警察が対応するが、これにより物質名等が特定された場合には、警察からの連絡に基づき、その物性・応急措置方法等について消防及び医療機関等の関係機関へ情報提供を行うとともに、必要に応じ、当該物質等にばく露した又はばく露が想定される住民等の健康状況の調査を行うなど、適切に対応願いたい。

第8 その他

上記事項を踏まえ、検査通知の参考1のフロー図を別紙8に変更したので、参考にしていただきたい。

主な変更点は、警察及び地方衛生研究所等の不審な粉末等の検査手順を明確にしたこと、粉末の発見がない場合や本人が気付かずに症状が発現した場合の対応を加えたこと、消防の役割を明示したこと、等である。

住民の皆様へ

生物兵器テロとして炭疽が話題になっていますが、実際、その場に居合わせてしまった場合の対応方法をお知らせします。次のことがらを参考にして冷静に対応してください。

1. パニックにならないこと

炭疽は人から人へと伝染することはありません。また万一、炭疽菌の粉がかかってしまった、あるいは吸い込んでしまったとしても、すぐに発症するわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぐことができます。

2. 不審な郵便物等を受け取った場合（未開封）

封を開けずにすぐ警察へ！

- ・ 疑わしい封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないでください。
- ・ その封筒又は小包は、中身が漏れないように、ビニール袋か他の種類の容器に入れましょう。
- ・ もし容器が手近になければ、その封筒又は小包を、衣服、紙、ゴミ箱など何でもかまいませんので何かで覆い、その覆いをはずさないようにしましょう。
- ・ その場所にある扇風機や換気ユニットのスイッチを切りましょう。
- ・ その部屋を離れ、ドアを閉めるか、あるいはその区域に他の人が立ち入らないようにしましょう。
- ・ すぐに手を石鹸と水で洗いましょう。その際、家庭用漂白剤や他の消毒剤を使用してはいけません。
- ・ このことを直ちに地元の警察に通報し、その後の指示を受けてください。
- ・ 疑わしい書簡又は小包が認められた際にその部屋にいた人全てをリストにしましょう。そのリストを警察または保健所に渡してください。

3. 不審な粉が入った封筒を開封してしまった、または不審な粉を浴びてしまった場合

別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・ 粉を掃除しようとしてはいけません。粉を、衣服、紙、ゴミ箱など何でもかまいませんので、直ちに何かで覆いましょう。そしてその覆いをはずさないようにしましょう。
- ・ その場所にある扇風機や換気ユニットのスイッチを切りましょう。
- ・ その部屋を離れ、ドアを閉めるか、あるいはその区域に他の人が立ち入らないようにしましょう。
- ・ 汚染が広がるのを防ぐため、まず手を石鹸と水で洗いましょう。その際、家庭用漂白剤や他の消毒剤を使用してはいけません。

- ・粉がかかった衣服はできる限り早く脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れましょう。
- ・自宅であれば、そのまま風呂場に行き、石鹸と湯でできる限り早くシャワーを浴びましょう。その後、別の部屋で待機しましょう。
- ・職場等で、すぐにシャワーを浴びることができない場合、別の部屋あるいは区域で待機しましょう。
- ・このことを直ちに地元の警察に通報し、指示を受けてください。
- ・職場等で建物の警備係か管理者がいる場合には、その人達にも知らせましょう。
- ・できれば、その部屋又は場所にいた人、特にその粉に実際に触れた人全てをリストにしましょう。そのリストを、警察または保健所に渡してください。



すぐに医療機関を受診する必要がありますか？

- ・粉が何であるのかを明らかにすることが先決です。そのために、まず警察等へ連絡し、必要な指示を受けるとともに、粉の検査・鑑定をしてもらってください。その結果及びその後の対応については保健所等から連絡しますので、その前に慌てて自分で医療機関に駆け込む必要はありません。

4．屋外で不審な粉を見つけた場合

風上に避難して、すぐ警察へ！

- ・ただちに、その粉から離れるとともに風上に移動してください。
- ・このことを直ちに地元の警察に報告し、その後の指示を受けてください。

5．直接、不審な粉を浴びた、吸い込んだということはないが、近くにいて、とても心配という場合

保健所や警察と相談

- ・その他にも心配なことがあれば、保健所や警察と相談してください。

このほか、厚生労働省ホームページも参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1015-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1018-5.html>

医療機関等の対応用

地域住民から不審な郵便物、粉末に関連した相談・受診があった場合、次のことを参考にして対応して下さるようお願いいたします。

1. パニックにならないよう説明する

炭疽は人から人へと伝染することはない。また万一、炭疽菌に曝されてしまった後でも、すぐに発症するというわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぎうることを説明してください。

2. 不審な郵便物等を受け取ったとの相談に対して（未開封の場合）

封を開けずにすぐ警察へ！

- ・当該封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないようにし、ビニール袋か他の種類の容器に入れることを指示してください。
- ・もし容器が手近にない場合、その場にある物で覆い、その覆いはずさないように指示してください。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示してください。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示してください。
- ・すぐに手を石鹸と水で洗うことを指示してください。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示してください。
- ・直ちに警察に連絡するよう指示してください。
- ・現場では、警察や保健所が対応しますので、そちらの指示を受けるよう説明してください。

3. 粉が入った封筒を開封してしまった、または粉を浴びてしまったとの相談に対して

別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・粉を掃除しないこと、粉を何かで覆うことを指示してください。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示してください。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示してください。
- ・汚染拡散を防止するため、すぐに手を石鹸と水で洗うことを指示してください。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示してください。

- ・汚染された衣服を脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れるよう指示してください。
- ・自宅であれば、石鹸と湯でシャワーを浴びるよう指示してください。
- ・職場、公共場所等であった場合は、別の部屋あるいは区域での待機を指示してください。
- ・直ちに警察に連絡するよう指示してください。
- ・現場では、警察や保健所が対応しますので、そちらの指示を受けるよう説明してください。

重要：

- ・粉末が何であるのかの分析が先決です。それ以前にあちこち動き回ること、万一の場合、汚染を拡大する危険性があります。従って、粉末の検鏡等^(注1)の結果が判明するまでは、前述の適切な対応をとるよう伝え、自己判断で慌てて受診する必要はないことを説得してください。不審な粉末の検査は、まずは警察の依頼を受けて各地の地方衛生研究所等が対応します^(注2)。

4．直接粉を浴びた、または吸い込んだということはないが、周囲にいたので、とても心配という相談に対して

保健所や警察と相談

- ・当該事象が保健所や警察に通報されているかを確認し、通報されていればそちらの指示に従うよう説明してください。通報されていなければ直ちに通報するように指示し、原則的には第3項に沿って対応してください。

5．実際に来院される(た)場合

[原則となる考え方]

- 第3項にも示したように、被害にあった方（又はその可能性のある人）は、直ちに警察や保健所に連絡し、粉末の検鏡等の検査結果が判明するまで、現場近くの別の部屋で待機し、あちこち動き回らないようにしなければなりません。つまり、検査の結果が出るまでは、来院を控えてもらった方が良いでしょう
- 検鏡等の結果で炭疽菌又はその疑いが強いことが事前に判明している場合には、来院してもらうこととなりますが、医療従事者や、待合室、病室等が汚染されないよう来院前に準備をします。
- 事前に全く連絡がないまま、直接来院された場合には、被害にあったときの状況、警察や保健所への連絡の状況、粉末の検鏡等の検査結果等の情報を聴取した上で、速やかに関係機関への連絡、医療従事者や待合室等の汚染の防止等の対応をとることとなります。
- 炭疽菌以外の生物剤、あるいは化学剤による被害が疑われる場合には、必ずしもこれらの原則によらず、適宜来院させ診療していただくことになります。

(1)事前に電話等による連絡があって来院される場合

粉末の検鏡等の検査の結果が事前に判明しており、炭疽菌あるいはその疑いが強いことが分かっている場合には、次のような対応が必要となります。

患者さんが汚染されたままの場合の対応

- ・医師、看護婦等患者に接触する医療従事者はマスク・手袋等を着用してください。
- ・状況がはっきりするまで、来院された患者さんは、そのまま、屋外の仮設テントや独立した空調設備を持つ病室（感染症法に基づく感染症病棟・病室でも可）等、一般の外来ではない場所へ誘導して診療してください。
- ・診療を開始する前に、患者さんには石けんと水で手を洗ってもらい、さらに脱衣の上、衣服を密封容器に保管してください。

診療に関して

- ・厚生労働省のホームページでも「炭疽が疑われる患者の診療のポイント」、「目で見えるバイオテロリズム」、「炭疽に関する医療従事者向けQ & A（仮訳）」について紹介していますので、参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1024-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/anthrax/info.html>（医療機関専用）

- ・この時点で粉末の検鏡等の検査結果は判明しているはずですが、さらに鼻腔内スワブ検査、胸部X線検査、胸部CT検査、喀痰検査、血液検査、髄液検査等が診断に必要な場合もあります。また、必要に応じて患者さんを適切な医療機関に紹介することをご考慮ください^{（注3）}。
- ・診察の結果、炭疽、又はその疑いが確認された場合は、直ちに保健所、都道府県等に連絡してください。
- ・肺炭疽の場合、ヒト－ヒト感染がないため、炭疽又はその疑いが強い場合でも、粉末の付着、飛散の可能性がなくなれば、一般外来、一般病棟で診療可能です。不必要・不正確な対応によって差別、人権侵害等が生ずることのないよう、ご注意ください。

(2)事前に連絡がないまま直接来院された場合

○まず最初に次のような点を確認してください。

- ・粉末等に遭遇した状況（いつ、どこで、どのように、どの程度等）
- ・粉末等に関して、警察や保健所は既に対応しているか？（検鏡等の検査の結果、指示の内容等）

○粉末等を持参している場合、衣服に付着しているような場合には、直ちに検鏡等の検査を行うこととなりますが、化学物質等の可能性もあるため、慎重に扱うとともに直ちに警察に通報してください。さらに鼻腔内スワブ検査等が必要な場合もあります。粉末等自体の検査が自院で実施できない場合には、警察や保健所等と協議の上、地方衛生研究所等の検査可能な機関に依頼してください^{（注2）}。

- 検査結果が出るまでは、動き回らないよう指示します。必要に応じて屋外の仮設テント、独立した空調設備を持った病室へ誘導して待機させます。
- 一連の状況聴取、検鏡等の検査の結果、炭疽菌又はその疑いが強い場合には、前述(1)に準じた対応をとってください。
- なお、来院されてから、仮設テント等へ誘導するまでの間に、患者さんにより汚染された可能性のある場所や部屋があれば、消毒、閉鎖等の措置が必要になります。消毒方法に関しては別紙 7 を参考にしてください。

(注 1): 検鏡等とは、グラム染色、ギムザ染色、莢膜・芽胞染色による検鏡及び、PCR による確認検査までを含みます。

(注 2): 粉末の菌検査について、原則的には地方衛生研究所が実施しますが、対応が困難な場合は、近隣の衛生研究所、国立感染症研究所等が協力して実施することとなります。また、当分の間、一部の検疫所においても支援、協力が得られます(別紙 6)。

(注 3): 炭疽の場合は、人から人への感染がないため、粉末の飛散等のおそれなくなれば、特別の病室・病院等で対応する必要はありません。しかしながら、感染症について専門的な立場からの対応が必要な場合に備えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく特定感染症指定医療機関、第 1 種及び第 2 種感染症指定医療機関並びに国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関並びに国立病院災害医療ネットワーク等機関を別紙 4、別紙 5 にまとめましたので、参考にしてください。

保健所等窓口での一般相談用

地域住民から不審な郵便物、粉末について連絡があった場合、次のことを参考にしてお対応してください。

1. パニックにならないよう説明する

炭疽は人から人へと伝染することはない。また万一、炭疽菌に曝されてしまった後でも、すぐに発症するわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぎうることを説明。

2. 不審な郵便物等を受け取ったとの通報に対して（未開封の場合）

封を開けずにすぐ警察へ！

- ・当該封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないようにし、ビニール袋か他の種類の容器に入れることを指示。
- ・もし容器が手近にない場合、その場にある物で覆い、その覆いをはずさないように指示。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示。
- ・すぐに手を石鹸と水で洗うことを指示。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示。
- ・警察に連絡済みかを確認し、まだであれば、連絡すること。
- ・現場では、当該者の健康状況を確認するとともに、以後のフォローのため当該者のリストを作成し、都道府県等衛生部局、地方衛生研究所等に正確な情報を提供すること。
- ・警察、消防等の関係機関と連携の上、建物の閉鎖、消毒等について適切な対応を実施すること。小規模な場合（机の上等）は、次亜塩素酸塩で拭き取るなどの処理を実施することとなるが、詳細については、別紙 7 に示す。
- ・検査の結果を速やかに当該者及び関係機関に連絡する。万一、陽性の場合は当該者に適切な医療機関を紹介し、受診を勧めるとともに、関係機関とその後の対応について協議すること。

3. 不審な粉が入った封筒を開封してしまった、または不審な粉を浴びてしまったとの通報に対して

別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・粉を掃除しないこと、粉を何かで覆うことを指示。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示。
- ・汚染拡散を防止するため、すぐに手を石鹸と水で洗うことを指示。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示。
- ・汚染された衣服を脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れるよう指示。
- ・自宅であれば、石鹸と湯でシャワーを浴びるよう指示。その後、別の部屋での待機を指示。

- ・職場、公共場所等であった場合は、別の部屋あるいは区域での待機を指示。
- ・警察に連絡済みかを確認し、まだであれば、連絡すること。職場等の場合は建物の警備係か管理者等への連絡も要請する。
- ・現場では、当該者の健康状況を確認するとともに、以後のフォローのため当該者のリストを作成し、都道府県等衛生部局、地方衛生研究所等に正確な情報を提供すること。
- ・警察、消防等の関係機関と連携の上、建物の閉鎖、消毒等について適切な対応を実施すること。小規模な場合は、次亜塩素酸塩で汚染箇所を拭き取るなどの処理を実施することとなるが、詳細については、別紙 7 に示す。



すぐに医療機関への受診を勧めるべきか？

- ・粉末が何であるのかの分析が先決である。それ以前にあちこち動き回ること、万一の場合、汚染を拡大する危険性がある。従って、粉末の検鏡等^(注)の結果が判明する前に自己判断で慌てて受診する必要はないことを伝える。もちろん検査の結果は速やかに当該者及び関係機関に連絡する。万一、陽性の場合は当該者に適切な医療機関を紹介し、受診を勧めるとともに、関係機関とその後の対応について協議すること。
- ・連絡してきた段階で、明らかな症状が出ている場合には、受診を勧めるとともに、必要に応じて、消防に通報して救急車を要請することを勧める。

(注)：検鏡等とは、各種染色（グラム、ギムザ、荚膜・芽胞）による検鏡及び PCR を指します。

4. 直接、不審な粉を浴びた、または吸い込んだということはないが、近くにいたので、とても心配という問い合わせに対して

粉末の分析結果を基に対応

- ・当該事象の粉の検査結果を確認し、その旨を伝える。陰性ならば全く心配ないことを伝える。
- ・検査がされていない場合
警察に連絡していない場合、直ちに連絡すること。以降第 3 項に準ずる。
検査は施行したが、結果が出ていない場合は、早期に結果が判明することを説明した上、判明後すぐに連絡する。
- ・分析の結果、万一陽性であった場合は、当該者に連絡、適切な医療機関を紹介するとともに、関係機関に迅速かつ適切に情報を提供し、その後の対応について協議すること。

5. 日頃からやっておくこと（保健所の場合）

- ・厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/j-terr.html>、通知をよく読み、体制を整備しておくこと。
- ・最寄りの医療機関と連携（受け入れ態勢の確認等）をとっておくこと。
- ・地元の警察、消防等の関係機関と連絡を密にし、万一の事態に備えて協議しておくこと。
- ・都道府県本庁と連絡を密にし、万一の事態に備えて協議しておくこと。

当分の間、都道府県本庁を経由して厚生労働省の関係課にもFAX等で事象の経緯を報告すること。

平成 13 年 10 月 1 日現在

感染症指定医療機関指定一覧

○ 特定感染症指定医療機関 (1 機関)

都道府県名	指定医療機関名	所在地
大阪府	市立泉佐野病院	泉佐野市

○ 第 1 種感染症指定医療機関 (12 機関)

都道府県名	指定医療機関名	所在地
山形県	山形県立中央病院	山形市
千葉県	成田赤十字病院	成田市
東京都	都立荏原病院	大田区
東京都	都立墨東病院	墨田区
新潟県	新潟市民病院	新潟市
滋賀県	大津市民病院	大津市
大阪府	大阪市立総合医療センター	大阪市
大阪府	市立堺病院	堺市
大阪府	市立泉佐野病院	泉佐野市
兵庫県	神戸市立中央市民病院	神戸市
熊本県	熊本市立熊本市市民病院	熊本市
福岡県	福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市

○ 第 2 種感染症指定医療機関 (286 機関)

都道府県名	指定医療機関名	所在地
01北海道	市立函館病院	函館市
01北海道	道立江差病院	江差町
01北海道	市立札幌南ヶ丘診療所	札幌市
01北海道	市立小樽第 2 病院	小樽市
01北海道	倶知安厚生病院	倶知安町
01北海道	岩見沢市立総合病院	岩見沢市
01北海道	砂川市立病院	砂川市
01北海道	市立室蘭総合病院	室蘭市
01北海道	苫小牧市立総合病院	苫小牧市
01北海道	浦河赤十字病院	浦河町
01北海道	市立旭川病院	旭川市
01北海道	名寄市立病院	名寄市
01北海道	富良野協会病院	富良野市
01北海道	留萌市立総合病院	留萌市
01北海道	市立稚内病院	稚内市
01北海道	北海道立紋別病院	紋別市
01北海道	北見赤十字病院	北見市
01北海道	網走厚生病院	網走市
01北海道	帯広厚生病院	帯広市
01北海道	市立釧路総合病院	釧路市
02青 森	八戸市立市民病院	八戸市
02青 森	十和田市立中央病院	十和田市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
02青 森	下北医療センターむつ総合病院 (事務組合立)	むつ市
03岩 手	盛岡市立病院	盛岡市
03岩 手	北上済生会病院	北上市
03岩 手	国保総合水沢病院	水沢市
03岩 手	県立千厩病院	東磐井郡
03岩 手	県立大船渡病院	大船渡市
03岩 手	県立遠野病院	遠野市
03岩 手	県立大槌病院	上閉伊郡大槌町
03岩 手	県立宮古病院	宮古市
03岩 手	県立久慈病院	久慈市
03岩 手	県立一戸病院	二戸郡一戸町
04宮 城	公立刈田総合病院	白石市
04宮 城	仙台市立病院	仙台市
04宮 城	古川市立病院	古川市
04宮 城	石巻赤十字病院	石巻市
04宮 城	公立気仙沼総合病院	気仙沼市
05秋 田	鹿角組合総合病院	鹿角市
05秋 田	大館市立総合病院	大館市
05秋 田	公立米内沢総合病院	北秋田郡森吉町
05秋 田	山本組合総合病院 (厚生連)	能代市
05秋 田	秋田組合総合病院	秋田市
05秋 田	由利組合総合病院	本荘市
05秋 田	仙北組合総合病院	大曲市
05秋 田	公立横手病院	横手市
05秋 田	雄勝中央病院	湯沢市
06山 形	県立河北病院	河北町
06山 形	県立新庄病院	新庄市
06山 形	公立置賜総合病院	川西町
06山 形	市立酒田病院	酒田市
07福 島	福島赤十字病院	福島市
07福 島	公立岩瀬病院	須賀川市
07福 島	白河厚生総合病院	白河市
07福 島	県立会津総合病院	会津若松市
07福 島	鹿島厚生病院	相馬郡
07福 島	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市
08茨 城	水戸赤十字病院	水戸市
08茨 城	(株)日立製作所日立総合病院	日立市
08茨 城	財団法人鹿島病院	鹿嶋市
08茨 城	土浦協同病院	土浦市
08茨 城	筑波メディカルセンター病院	つくば市
08茨 城	筑波学園病院	つくば市
08茨 城	総合病院取手協同病院	取手市
08茨 城	県西総合病院	岩瀬町
08茨 城	茨城西南医療センター病院	境町
08茨 城	総合病院猿島赤十字病院	総和町
09栃 木	国立栃木病院	宇都宮市
09栃 木	小山市民病院	小山市
09栃 木	大田原赤十字病院	大田原市
10群 馬	前橋赤十字病院	前橋市
10群 馬	桐生厚生総合病院	桐生市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
10群 馬	伊勢崎市民病院	伊勢崎市
10群 馬	館林厚生病院	館林市
10群 馬	公立藤岡総合病院	藤岡市
10群 馬	原町赤十字病院	吾妻町
10群 馬	国立沼田病院	沼田市
11埼 玉	浦和市立病院	浦和市
11埼 玉	国立埼玉病院	和光市
11埼 玉	東松山市立市民病院	東松山市
11埼 玉	深谷赤十字病院	深谷市
11埼 玉	厚生連幸手総合病院	幸手市
12千 葉	千葉市立病院	千葉市
12千 葉	浦安市川市民病院	浦安市
12千 葉	社会保険船橋中央病院	船橋市
12千 葉	国保松戸市立病院	松戸市
12千 葉	成田赤十字病院	成田市
12千 葉	総合病院国保旭中央病院	旭市
12千 葉	市原市国保市民病院	市原市
12千 葉	富山町国保病院	富山町
12千 葉	国保直営総合病院君津中央病院	木更津市
13東 京	都立駒込病院	文京区
13東 京	都立墨東病院	墨田区
13東 京	都立荏原病院	大田区
13東 京	都立豊島病院	板橋区
13東 京	武蔵野赤十字病院	武蔵野市
13東 京	公立昭和病院	小平市
13東 京	国家公務員等共済組合連合会立川病院	立川市
13東 京	東京医科大学八王子医療センター	八王子市
13東 京	青梅市立総合病院	青梅市
13東 京	町立八丈病院	八丈島
14神奈川	横浜市立市民病院	横浜市
14神奈川	川崎市立川崎病院	川崎市
14神奈川	横須賀市立市民病院	横須賀市
14神奈川	藤沢市民病院	藤沢市
14神奈川	平塚市民病院	平塚市
14神奈川	県立厚木病院	厚木市
14神奈川	相模原協同病院	相模原市
14神奈川	県立足柄上病院	松田町
15新 潟	県立新発田病院	新発田市
15新 潟	新潟市民病院	新潟市
15新 潟	長岡赤十字病院	長岡市
15新 潟	県立六日町病院	六日町
15新 潟	県立中央病院	上越市
15新 潟	佐渡総合病院	金井町
16富 山	富山市立富山市民病院	富山市
16富 山	高岡市民病院	高岡市
16富 山	黒部市民病院	黒部市
16富 山	市立砺波総合病院	砺波市
17石 川	小松市民病院	小松市
17石 川	金沢市立病院	金沢市
17石 川	公立能登総合病院	七尾市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
17石 川	市立輪島病院	輪島市
18福 井	福井県立病院	福井市
18福 井	福井赤十字病院	福井市
18福 井	福井社会保険病院	勝山市
18福 井	公立丹南病院	鯖江市
18福 井	市立敦賀病院	敦賀市
18福 井	公立小浜病院	小浜市
19山 梨	市立甲府病院	甲府市
19山 梨	(財)山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市
19山 梨	社会保険鯉沢病院	南巨摩郡
19山 梨	長坂町外 2町 1ヶ村病院組合立山梨甲陽病院	長坂町
19山 梨	国保富士吉田市立病院	富士吉田市
19山 梨	大月市立中央病院	大月市
20長 野	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	南佐久郡臼田町
20長 野	市立岡谷病院	岡谷市
20長 野	伊那市営伊那中央総合病院	伊那市
20長 野	飯田市立病院	飯田市
20長 野	県立木曽病院	木曽郡木曽福島町
20長 野	波田総合病院	東筑摩郡波田町
20長 野	市立大町総合病院	大町市
20長 野	長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	長野市
20長 野	長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	中野市
21岐 阜	岐阜赤十字病院	岐阜市
21岐 阜	大垣市民病院	大垣市
21岐 阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会総合病院中濃病院	関市
21岐 阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会総合病院久美愛病院	高山市
22静 岡	裾野赤十字病院	裾野市
22静 岡	富士市立中央病院	富士市
22静 岡	共立蒲原総合病院	富士川町
22静 岡	市立静岡病院	静岡市
22静 岡	市立島田市民病院	島田市
22静 岡	市立県西部浜松医療センター	浜松市
23愛 知	名古屋市立東市民病院	名古屋市
23愛 知	公立陶生病院	瀬戸市
23愛 知	愛知県立尾張病院	一宮市
23愛 知	春日井市民病院	春日井市
23愛 知	知多厚生病院	美浜町
23愛 知	県立愛知病院	岡崎市
23愛 知	豊田地域医療センター	豊田市
23愛 知	豊橋市民病院	豊橋市
24三 重	市立四日市中央病院	四日市市
24三 重	三重県立総合医療センター	四日市市
24三 重	岡波総合病院	上野市
24三 重	山田赤十字病院	度会郡
24三 重	紀南病院	御浜町
25滋 賀	大津市民病院	大津市
25滋 賀	済生会滋賀県病院	栗東町
25滋 賀	国保病院組合公立甲賀病院	水口町
25滋 賀	近江八幡市民病院	近江八幡市
25滋 賀	財団法人豊郷病院	豊郷町

都道府県名	指定医療機関名	所在地
25滋 賀	長浜赤十字病院	長浜市
25滋 賀	公立高島総合病院	高島町
26京 都	府立与謝の海病院	岩滝町
26京 都	福知山市民病院	福知山市
26京 都	公立南丹病院	八木町
26京 都	京都市立病院	京都市
26京 都	公立山城病院	木津町
27大 阪	市立豊中病院	豊中市
27大 阪	市立枚方市民病院	枚方市
27大 阪	大阪市立総合医療センター	大阪市
27大 阪	市立堺病院	堺市
27大 阪	市立泉佐野病院	泉佐野市
28兵 庫	神戸市立中央市民病院	神戸市
28兵 庫	加古川市民病院	加古川市
28兵 庫	市立加西病院	加西市
28兵 庫	赤穂市民病院	赤穂市
28兵 庫	公立豊岡病院	豊岡市
28兵 庫	公立八鹿病院	八鹿町
28兵 庫	柏原赤十字病院	柏原町
28兵 庫	県立淡路病院	洲本市
29奈 良	大倭病院	奈良市
29奈 良	奈良県立医科大学附属病院	橿原市
30和歌山	和歌山市城南病院	和歌山市
30和歌山	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	かつらぎ町
30和歌山	公立那賀病院	那賀郡打田町
30和歌山	有田市立病院	有田市
30和歌山	国保日高総合病院	御坊市
30和歌山	総合病院新宮市立市民病院	新宮市
31鳥 取	県立中央病院	鳥取市
31鳥 取	県立厚生病院	倉吉市
31鳥 取	済生会境港総合病院	境港市
32島 根	松江市立病院	松江市
32島 根	県立中央病院	出雲市
32島 根	大田市立病院	大田市
32島 根	益田赤十字病院	益田市
33岡 山	岡山市立岡山市民病院	岡山市
33岡 山	倉敷中央病院	倉敷市
33岡 山	津山中央病院	津山市
34広 島	広島市立舟入病院	広島市
34広 島	国立福山病院	福山市
35山 口	社会保険徳山中央病院	徳山市
35山 口	県立中央病院	防府市
35山 口	下関市立中央病院	下関市
35山 口	厚生連長門総合病院	長門市
36徳 島	国立徳島大学医学部附属病院	徳島市
36徳 島	県立海部病院	海部郡牟岐町
36徳 島	県立三好病院	三好郡池田町
37香 川	組合立大川総合病院	大川郡寒川町
37香 川	町立内海病院	小豆郡内海町
37香 川	高松市民病院	高松市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
37香 川	組合立三豊総合病院	三豊郡豊浜町
38愛 媛	松山赤十字病院	松山市
38愛 媛	県立中央病院	松山市
38愛 媛	県立伊予三島病院	伊予三島市
38愛 媛	西条中央病院	西条市
38愛 媛	県立新居浜病院	新居浜市
38愛 媛	今治市医師会市民病院	今治市
38愛 媛	市立八幡浜総合病院	八幡浜市
38愛 媛	町立宇和病院	宇和町
38愛 媛	市立宇和島病院	宇和島市
39高 知	高知市立市民病院	高知市
39高 知	高知県立幡多けんみん病院	宿毛市
40福 岡	北九州市立医療センター	北九州市
40福 岡	福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市
40福 岡	田川市立病院	田川市
40福 岡	久留米大学病院	久留米市
41佐 賀	佐賀県立病院好生館	佐賀市
41佐 賀	国立療養所東佐賀病院	中原町
41佐 賀	唐津赤十字病院	唐津市
41佐 賀	伊万里市立市民病院	伊万里市
41佐 賀	国立嬉野病院	嬉野町
42長 崎	長崎市立成人病センター	長崎市
42長 崎	佐世保市立総合病院	佐世保市
42長 崎	大村市立病院	大村市
42長 崎	長崎県離島医療圏組合五島中央病院	福江市
42長 崎	長崎県離島医療圏組合上五島病院	上五島町
42長 崎	長崎県離島医療圏組合中対馬病院	美津島町
42長 崎	壱岐広域圏町村組合壱岐公立病院	郷ノ浦町
43熊 本	熊本市立熊本市市民病院	熊本市
43熊 本	荒尾市立荒尾市民病院	荒尾市
43熊 本	山鹿市立病院	山鹿市
43熊 本	阿蘇町立阿蘇中央病院	阿蘇町
43熊 本	水俣市立総合医療センター	水俣市
43熊 本	健康保険人吉総合病院	人吉市
43熊 本	菊池郡市医師会立病院	菊池市
43熊 本	健康保険八代総合病院	八代市
43熊 本	健康保険天草中央総合病院	本渡市
44大 分	東国東広域国保総合病院	安岐町
44大 分	大分県立病院	大分市
44大 分	臼杵医師会立JFE病院	臼杵市
44大 分	健康保険南海病院	佐伯市
44大 分	緒方町国保総合病院	緒方町
44大 分	大分県済生会日田病院	日田市
44大 分	厚生連鶴見病院	別府市
44大 分	宇佐高田医師会病院	宇佐市
45宮 崎	県立宮崎病院	宮崎市
45宮 崎	県立日南病院	日南市
45宮 崎	八日会藤元早鈴病院	都城市
45宮 崎	小林市立市民病院	小林市
45宮 崎	都農町国保病院	都農町

都道府県名	指定医療機関名	所在地
45宮 崎	済生会日向病院	門川町
45宮 崎	県立延岡病院	延岡市
46鹿児島	鹿児島市立病院	鹿児島市
46鹿児島	国立指宿病院	指宿町
46鹿児島	県立薩南病院	加世田市
46鹿児島	出水市立病院	出水市
46鹿児島	隼人町立医師会医療センター	隼人市
46鹿児島	県立大島病院	名瀬市
47沖 縄	県立北部病院	名護市
47沖 縄	県立中部病院	具志川市
47沖 縄	県立那覇病院	那覇市
47沖 縄	県立南部病院	糸満市
47沖 縄	県立宮古病院	平良市
47沖 縄	県立八重山病院	石垣市

平成 13 年 10 月 1 日現在

○ 国立病院 療養所呼吸器疾患ネットワーク機関 (54施設)

都道府県名	医療機関名	所在地
01北海道	国立療養所道北病院	旭川市
01北海道	国立療養所札幌南病院	札幌市
01北海道	国立療養所帯広病院	帯広市
01北海道	国立函館病院	函館市
02青 森	国立療養所青森病院	青森市
03岩 手	国立療養所盛岡病院	盛岡市
04宮 城	国立療養所宮城病院	亶理郡山元町
05秋 田	国立療養所道川病院	由利郡岩城町
06山 形	国立療養所山形病院	山形市
07福 島	国立療養所福島病院	須賀川市
08茨 城	国立療養所晴嵐荘病院	那珂郡東海村
09栃 木	国立療養所東宇都宮病院	河内郡河内町
10群 馬	国立療養所西群馬病院	渋川市
11埼 玉	国立療養所東埼玉病院	蓮田市
12千 葉	国立療養所千葉東病院	千葉市
13東 京	国立国際医療センター	新宿区
13東 京	国立療養所東京病院	清瀬市
14神奈川	国立療養所南横浜病院	横浜市
14神奈川	国立療養所神奈川病院	秦野市
15新 潟	国立療養所西新潟中央病院	新潟市
16富 山	国立療養所富山病院	婦負郡婦中町
17石 川	国立療養所七尾病院	七尾市
18福 井	国立療養所敦賀病院	敦賀市
19山 梨	国立療養所西甲府病院	甲府市
20長 野	国立療養所中信松本病院	松本市
21岐 阜	国立療養所岐阜病院	岐阜市
22静 岡	国立療養所天竜病院	浜北市
23愛 知	国立療養所東名古屋病院	名古屋市
24三 重	国立三重中央病院	久居市
25滋 賀	国立滋賀病院	八日市市
26京 都	国立療養所南京都病院	城陽市
27大 阪	国立療養所刀根山病院	豊中市
27大 阪	国立療養所近畿中央病院	堺市
28兵 庫	国立療養所兵庫中央病院	三田市
29奈 良	国立療養所西奈良病院	奈良市
30和歌山	国立療養所和歌山病院	日高郡美浜町
31鳥 取	国立療養所西鳥取病院	鳥取市
32島 根	国立療養所松江病院	松江市
33岡 山	国立療養所南岡山病院	都窪郡早島町
34広 島	国立療養所広島病院	広島市
35山 口	国立療養所山陽病院	宇部市
36徳 島	国立療養所東徳島病院	板野郡板野町
37香 川	国立療養所高松病院	高松市
38愛 媛	国立療養所愛媛病院	温泉郡重信町
39高 知	国立高知病院	高知市
40福 岡	国立療養所福岡東病院	古賀市
40福 岡	国立療養所大牟田病院	大牟田市
41佐 賀	国立療養所東佐賀病院	三養基郡中原町
42長 崎	国立療養所川棚病院	東彼杵郡川棚町
43熊 本	国立療養所熊本南病院	下益城郡松橋町
44大 分	国立療養所西別府病院	別府市
45宮 崎	国立療養所宮崎東病院	宮崎市
46鹿児島	国立療養所南九州病院	姶良郡加治木町
47沖 縄	国立療養所沖縄病院	宜野湾市

○ 国立病院災害医療ネットワーク等機関 (20 機関)

都道府県名	医療機関名	所在地
北海道	国立札幌病院	札幌市
宮城県	国立仙台病院	仙台市
茨城県	国立水戸病院	水戸市
栃木県	国立栃木病院	宇都宮市
群馬県	国立高崎病院	高崎市
群馬県	国立沼田病院	沼田市
東京都	国立病院東京災害医療センター	立川市
東京都	国立国際医療センター	新宿区
東京都	国立病院東京医療センター	目黒区
神奈川県	国立横浜病院	横浜市
長野県	国立長野病院	上田市
愛知県	国立名古屋病院	名古屋市
石川県	国立金沢病院	金沢市
京都府	国立京都病院	京都市
大阪府	国立大阪病院	大阪市
広島県	国立病院呉医療センター	呉市
山口県	国立岩国病院	岩国市
香川県	国立善通寺病院	善通寺市
福岡県	国立病院九州医療センター	福岡市
長崎県	国立病院長崎医療センター	大村市 -

検疫所における炭疽菌検査について

都道府県名	検査実施検疫所	グ ム ウ 染 色 ・ 芽 胞 染 色	及 び 検 鏡	P C R	菌 分 離 ・ 同 定	検 査 対 応	連 絡 先
北 海 道	小樽検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	0134(23)4162
宮 城 県	仙台検疫所	○	○	×	×	事前連絡	022(367)8101
千 葉 県	成田空港検疫所	○	○	×	×	事前連絡	0476(34)2310
東 京 都	東京検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	03(3599)1511
神奈川県	横浜検疫所 輸入食品・検疫検査センター	○	○	×	×	事前連絡	045(201)4458
新 潟 県	新潟検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	025(241)2323
愛 知 県	名古屋検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	052(661)4131
	名古屋空港検疫所支所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	0568(28)2524
大 阪 府	大阪検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	06(6571)3521
兵 庫 県	神戸検疫所 輸入食品・検疫検査センター	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	078(672)9651
広 島 県	広島検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	082(251)4785
福 岡 県	福岡検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	092(291)4092
	福岡空港検疫所支所	○	○	×	×	事前連絡	092(477)0208
沖 縄 県	那覇検疫所	○	○	×	×	事前連絡(平日対応)	098(868)8037

注1) 仙台、成田、横浜、神戸、福岡の各検疫所においては、検査は11月12日から実施するが、これ以外の検疫所では、11月24日からの実施とする。

注2) 検査対応は、平日対応としている検疫所は9時から17時、その他は土日、夜間の対応も可能であるが、事前の連絡が必要。

米国において生物テロとして炭疽が問題となっていますが、その消毒方法については、世界保健機関(WHO)が作成したガイドライン(Guidelines for the Surveillance and Control of Anthrax in Human and Animals.3rd edition, WHO/EMC/ZDI/98.6:WHO ホームページ http://www.who.int/emc-documents/zoonoses/docs/whoemczdi986_nofigs.htmlで入手可能)が参考になります。次に示すものは、国立感染症研究所において、その内容を抜粋要約(2－2 及び 2－3)した上で、一部加筆(1 , 2－1 及び 3)したものです。

なお、この内容が直ちに厚生労働省の見解ではないことにご注意頂くとともに、実際の利用に当たっては、必ず原典を参照下さい。

また、以下に示す方法は、炭疽菌が撒布され汚染された施設等の消毒方法を示したものです。肺炭疽においては、炭疽菌に感染した者や感染のおそれのある者から汚染が拡大することはないため、それらの者がいたというだけでは、原則的にその場所を消毒する必要はありません。従って、例えば医療機関等にそれらの者が来院したというだけで必ず院内を消毒しなければならないものではありません。ただし、不審な粉末等が衣服に付着したまま等で来院され、粉末の検査の結果、炭疽菌であることが判明した場合等は、汚染の可能性のある場所を消毒する必要があります。その場合は、以下の消毒方法を参考に専門家、医療機関と相談しながら適切に対応下さい。

炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法 （抜粋）

1 「すぐ消毒」と考える前に

消毒剤は人体に有害であったり、器物を変性・破損させたりする場合もあるため、慌てて不必要な消毒をすることは避けるべきである。まず、次の内容に留意し、冷静に対処すること。

(1) 不審な粉末の飛散を防ぐ

- ・封筒等に入っている場合は、振ったり、中身を空けたりせずにそのまま密封できる容器に収納する。
- ・不審な粉末が既に床等に飛び散っている場合は、当該箇所を飛散防止のためタオル、シーツ、ペーパータオル等で覆う。
- ・粉末のあった部屋の扇風機や換気ユニットを停止する。可能であれば建物等の空調設備を停止する。
- ・粉末のあった部屋のドア、窓を閉め、立ち入らないようにする。

(2) 検査結果について

- ・ 基本的検査 (検鏡による) は、数時間で終了する。この時点で炭疽菌か否か (グラム陽性桿菌で、莢膜あるいは芽胞があるかどうか) 、大方の結果が判明するので、これをもとに消毒の必要性、方法を検討する。さらに PCR 検査で陽性であった場合には、消毒は必須となる。
- ・ 以下、汚染の規模に応じて、2-1 ~ 2-3 の消毒を行う。
- ・ なお、汚染が2-1 又は2-2 で想定しているよりはるかに狭い範囲、例えば粉末が机上のみに限局している場合には、先述の飛散防止のために覆ったタオル等の上から、次亜塩素酸塩等の消毒液をこのタオル等が十分に濡れる程度に噴霧し、1 時間程度放置した後に拭き取る。それでも不十分な場合は、さらに2-1、2-2 の方法を参考に適宜消毒を行う。

検鏡により陰性であっても、その後のPCR、培養検査等にて陽性と判明することが稀にあるので注意が必要。

2-1 炭疽菌の消毒方法 (炭疽菌に汚染されている又は汚染が疑われる場合)

次亜塩素酸塩は有効塩素濃度約 10% 程度 (100,000ppm) の溶液として市販されている。従って、通常はこれを 10 倍に希釈した有効塩素濃度が 10,000ppm の溶液 (1% 溶液) を用いる。家庭用漂白剤は 5% 次亜塩素酸塩溶液なので、これを 10 倍に希釈した 0.5% 溶液でも芽胞に有効であるとされている。次亜塩素酸塩を使用する際には以下の点に注意を要する。

- ・ 極めて不安定であり、少なくとも 1 週間ごとに希釈液は交換する必要がある。
- ・ 金属や皮に対して腐食性が強い。
- ・ 木材、土壌、生体材料などの有機物には効力が急激に落ちる。

(1) 試料毎の消毒方法の例

- ・ ピペット、ハサミ、スプーンなど : 10,000ppm の有効塩素濃度液に一晩浸潤させ、翌日オートクレーブ (121 、 20 分) する。
- ・ 実験台 : 10,000ppm の有効塩素濃度液で充分表面を拭く。木製の場合は塩素が効きにくいので、初めからコーティングした実験台の設置が望ましい。
- ・ 衣服などに芽胞液が付着した場合 : 直ちに脱ぎ、焼却若しくはオートクレーブし、又はホルムアルデヒドで燻蒸を行う。
- ・ 皮膚や目への芽胞液やスプレーの付着 : 皮膚の場合は、石けんと水で十分に洗浄すること。次亜塩素酸塩等の消毒薬の使用は勧められない。速やかに医師の診察を受け、1 週間は経過を観察する。眼の場合 : 多量の水または生理食塩水で洗浄する。

(2) 実験室内で汚染物をこぼしたり飛散させたりした場合の消毒法

新鮮培養の場合はあまり芽胞が存在していないので、1%次亜塩素酸塩溶液を注ぎ5分間ほど放置した後、芽胞を含む培養の場合は1時間ほど放置した後に拭き取る。あるいは汚染物がこぼれた場所を吸収剤で覆い、消毒剤を染み込ませることもできる。この場合は次亜塩素酸塩より、他の消毒剤の使用が好ましいが、状況によって判断する。英国のゲストメディカル社(www.guest-medical.co.uk)から、顆粒状にした HAZ-TAB という消毒薬が市販されている。

2-2 炭疽菌の消毒方法（炭疽菌に汚染されており、汚染が限局している場合：室内や車両の床表面などの消毒）

芽胞を効率良く消毒することは極めて困難であることを念頭において、以下の操作を行う。

前処置；1.0 m²当たり 1～1.5 リットルの 10 % ホルムアルデヒド（約 30 % ホルマリン）または4% グルタルアルデヒド（pH 8.0-8.5）を注ぎ、2時間放置する。高圧クリーナーを使用する際は、汚染の拡散を防ぐために圧力は10 bar を超えないようする。

洗浄；たっぷりの湯で表面を十分に洗い、表面に残った水分を除去した後、完全に乾燥させる。この際、顔や手足を露出しないような防御服を着用すべきである。洗浄は表面が元の色や姿に戻り、洗浄液が透明になるまで行う必要がある。

最終消毒：部屋を閉め切り、1.0 m²当たり 0.4 リットルの 10 % ホルムアルデヒド（約 30 %ホルマリン）、4% グルタルアルデヒド（pH 8.0-8.5）、3% 過酸化水素水（ただし、血液存在下では無効）、または 1%過酢酸（ただし、血液存在下では無効）を注ぎ2時間作用させる。ホルムアルデヒド、過酸化水素水、過酢酸の場合は最低1時間以上の処理を2回行う。ホルムアルデヒドやグルタルアルデヒドの処理を行うに当たっては、室温は10℃以上でなければならない。処理後、部屋を十分に換気する。

2-3 炭疽菌の消毒方法（炭疽菌に汚染され、かつ汚染が広域に拡大している場合：室内、車両内などの閉鎖空間の消毒）

この場合、ホルマリンによる燻蒸を行う。

粉末のあった部屋をテープ等で完全に密閉し、ドア又は窓に「ホルマリン燻蒸中」と明示して警告しておく。

25-30m³までの室内では400mlの濃縮ホルマリン（37% w/vホルムアルデヒド）を水で4リットルとし、電気ポット（タイマー付き）で沸騰させる。室温は15℃以上に保ち、一晩放置する。この際に、室内に *B. subtilis* var *glugibii*

(NCTC 10073) 或いは *B. cereus* (ATCC 12826) のいずれかの芽胞溶液を染み込ませて乾燥させた濾紙を噴霧器から離し部屋の数ヶ所に置けば燻蒸の効果判定に役立つ。

燻蒸後、部屋の換気を十分実施する(ホルマリン濃度が 2 ppm 以下になるかホルマリン臭がしなくなるまで)。この際関係者は防毒マスクを着用し、また、関係者以外が近寄らないようにする。

芽胞が完全に死滅したかを確認するために、指標となる芽胞の培養を行う。即ち、で室内に放置した芽胞を染み込ませた濾紙を 0.1% ヒスチジンを含む寒天培地上で 37℃ 一晩培養し、菌が増殖してこなければ滅菌が成功したと言える。ホルマリン燻蒸は危険な作業であるので、専門の業者に相談するとよい。

3 消毒剤の使用に際しての注意事項

(1) 消毒作業は、全面マスク、防護服(フード付きつなぎ服等)、ゴム手袋、ゴム長靴等の『安全具』を着用すること。

(2) 消毒剤によっては器具や施設等への腐食等の作用があり、あらかじめ施設等の所有者にその旨を説明すること。また、各消毒剤の健康影響についても十分に留意すること。

・次亜塩素酸ナトリウム

腐食性 : ほとんどの金属類、繊維類が腐食される。ステンレスをはじめとする金属に対して腐食性が強く、特に 0.5% 以上の濃度では強力に作用する。

健康影響 : 長期にわたり皮膚に接触する場合、刺激により皮膚炎、湿疹を生じる。

・ホルムアルデヒド

腐食性 : ほとんどの材質に対して腐食性はない。水分による電気製品などへの影響がある。

健康影響 : ホルムアルデヒドは、発がん物質の 2A に分類されている。

感作性物質であり、再度の暴露でアレルギーが発症することがある。環境許容濃度が指定されている。

皮膚に対して刺激性があり、発疹や掻痒感などの症状が出ることもある。

消毒したものにホルムアルデヒドが吸着される。

吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。

多量に噴霧する場合は防毒マスクを着用する。

・グルタルアルデヒド

腐食性 : ほとんどの材質に対して腐食性はない。水分による電気製品などへの影響がでる。

健康影響 : 変異原性物質に指定されている。
感作性物質であり、アレルギー症状により窒息を起こすことがある。
眼や呼吸器の粘膜を刺激する。
皮膚に付着すると硬化し、発疹や発赤などの過敏症状を起こすことがある。
吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。多量に噴霧する際には、防毒マスクを着用する。

・過酸化水素

腐食性 : 鉄、銅、真ちゅうなど一部の金属に対して腐食性がある。
有効成分による影響の他、水分による電気製品への影響も考えられる。

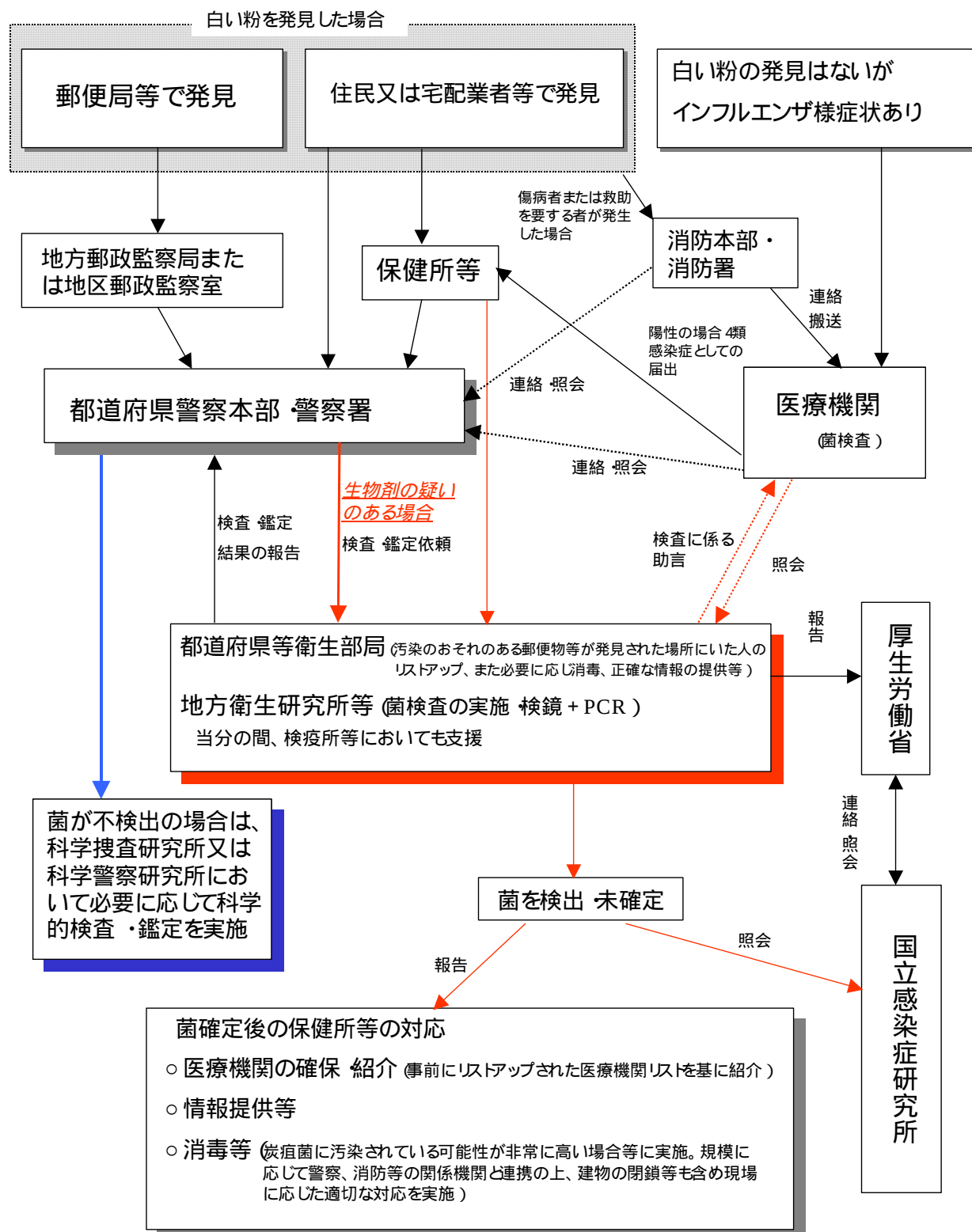
健康影響 : 3 % 溶液は、毒性や刺激性は比較的低い
高濃度では、皮膚に刺激性があり、白色化する。
吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。
環境では容易に分解され、実質的に無毒化される。

・過酢酸

腐食性 : 鉄、銅、真ちゅうなど一部の金属に対して腐食性がある。
有効成分による影響の他、水分による電気製品などへの影響も考えられる。

健康影響 : 高濃度では、酢酸様の刺激臭が強く、眼や呼吸器を刺激するが希釈液では刺激臭は弱い。
高濃度では、皮膚に刺激性があり、白色化することもあるが、希釈液ではほとんど刺激性はない。
吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。
環境では容易に分解され、実質的に無毒化される。

炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応



可能であれば、いわゆる白い粉等の検体は警察と地方衛生研究所で二分割する。原則として ~ の順に検査・鑑定を進めるが、化学剤であることが明らかである場合には警察が対応する。

■ : 生物剤
■ : 化学剤